

# 都城市立高城中学校 生活の心得

令和6年度4月 改訂

生活の心得とは、みなさんが健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくために定められた決まりです。高城中学校生徒のみなさんが、気持ちよく生活できるように生活の心得をしっかりと理解しておきましょう。今後、見直すべき内容があれば、検討してよりよいものにしていきたいと考えます。また、決まりで判断に困る場合には、生徒指導担当の先生に相談してください。

## 1 登下校・欠席・遅刻・早退

- ① 7時55分には教室で着座した状態を心掛ける。
- ② 8時00分のチャイムで黙想をして朝読書等を始める。
- ③ 登下校は定められた通学路を通り、買い食いや寄り道はしない。
- ④ 通学用カバンは背負い（両腕を通し）、登校する。
- ⑤ 登下校時は通学用カバンを使用し、スポーツバッグはあくまでもサブバッグとして使用する（許可のある場合は除く）
- ⑥ 遅刻・欠席は、7時50分までに保護者に「s i g f y（シグフィー）」で連絡してもらう。
- ⑦ 遅刻をした場合は、職員室で学年の先生に登校の確認してもらう。
- ⑧ 「早退届」は、必ず保護者から学級担任に連絡してもらう。
- ⑨ 早退する場合は、学担（学担不在の場合は副担）から許可をもらう。
- ⑩ 帰りの会始めのチャイムを自分の席で聞き、その後、静かな雰囲気の中で帰りの会を始める。
- ⑪ 交通ルールやマナーを守り、安全に気を付けて登下校する。

## 2 校内生活

- ① 室内では静かに過ごす。
- ② 窓から身を乗り出したり、外にいる生徒に大声で話しかけたりしないようにする（非常時以外の非常用階段、ベランダの利用は不可とする）
- ③ 保健室へ行く場合は、職員室で「保健室利用カード」にその理由と時間を書いてもらい、許可をもらう。保健室では養護教諭の指示に従い、退室する際は連絡用紙をもらって、同授業中なら教科担、それ以外は学担に提出する。理由のない場合は保健室に行かない。昼休み時間も同様とする。
- ④ 授業の始めと終わりは大きな声であいさつを心掛ける。
- ⑤ 他学級の教室に入ったり、他学年の校舎に行ったりしないようにする（特別教室での授業を除く）。
- ⑥ 不要物（携帯電話、家庭のマンガ・雑誌、ゲーム、お菓子類）、カッターやはさみ等を持ち込まないようにする。持ち込んだ場合は、一時学校預かりとし、高価な物（携帯電話や音楽プレイヤー等）は保護者を通して返却する。
- ⑦ 給食は4校時終了後8分以内に着席し、当番・給食委員以外は自分の席で静かに待つ。給食当番はすばやく準備し、コンテナ室に移動する。4時間目が移動教室の場合は給食着を持って行く。
- ⑧ 昼休みの服装については、各自の体調や過ごし方に合わせ、校則の範囲内での服装とする。ただし、5校時の服装は、授業時の正規の服装で受けるようにする。
- ⑨ 清掃活動に遅れないようにする。6校時終了のチャイム後、すぐに各清掃場所に移動して作業を始める。学ランは脱ぐ。スカートは脱いで、ハーフパンツを着用する。
- ⑩ 授業には遅れないようにする。特に昼休み後、体育の授業後、移動教室の時は早めの移動を心掛ける。
- ⑪ 不要な金銭を持ち込まないようにする（検定料等は朝の内に必ず学級担任に預ける）。
- ⑫ 校内の諸施設は必ず許可を受けて使用する。
- ⑬ ガラス破損などの器物破損は、不慮の場合を除き本人負担とする。

## 3 校外生活

- ① 子どもだけの外出時間は午後6時までとする。保護者同伴の場合も、午後9時を目処に帰宅する。
  - ② 物品の売買や金銭の貸借を友人間や先輩後輩間で行わないようにする。
  - ③ 生徒だけの外泊は禁止する。また、キャンプ等の野外活動は保護者同伴とする。
  - ④ ゲームセンター、カラオケボックス、複合型のボウリング場等への立ち入りは保護者同伴とし、子ども達だけでは行かないようにする。
  - ⑤ 夜間の映画は保護者同伴とする。
  - ⑥ 生徒だけの遊泳は禁止する（市内の河川は保護者同伴に関わらず、全て遊泳禁止）。
- ※ 「保護者同伴」とは、送迎等だけではなく、同じ場所において子どもを管理できる状態のことである。

## 4 服装・容儀

### ① 頭髪

- 髪の毛の一部を長くしたり、短くしたり等、特異な髪型にしない。
- 前髪の長さは、眉を過ぎないようにする。
- 横髪の一部のみを垂らさない。
- 後髪が襟にかかる場合は、耳の高さを目安に結ぶようにする（1つか2つに束ねる）。
- 髪を束ねるゴムは黒・紺・茶の単色のものとする（ゴムは手首に付けないこと）。
- 髪留めのピンは使用してもよいが、黒で飾りのないものとする。
- ムースやジェル、ミスト等の整髪料は使用しない。
- そり込み、染色、脱色、パーマなどはしない。

### ② 制服（冬服）

- 学校指定の学ラン、長袖紺セーラー服とする。極端に長いものや短いもの、規定外のものを使用しない。
- 学ランの中は学校指定の白シャツとする。セーラー服の中は、長袖のTシャツを着用してもよい。
- 学ランのボタン、セーラー服のネクタイ、袖のホックはきちんと付け、しっかり留める。

### ③ 制服（合服）

- 学校指定の長袖白ワイシャツ、長袖白（青襟）セーラー服とする。
- 袖のボタンやホックはきちんと付け、しっかり留める。また、袖をまくる際はきれいに折ってまくる。

### ④ 制服（夏服）

- 学校指定の白半袖開襟シャツ、半袖白（青襟）セーラー服とする。

### ⑤ ズボン・ベルト・スラックス・スカート

- 学校指定のズボン、スラックス、スカートとする。
- ズボン・スラックスの裾が地面にかからないようにする。スカートの丈はひざが隠れる長さとする。
- ベルトの位置は腰から上とし、黒・紺・茶の単色とする。

### ⑥ 靴下

- 白・黒・紺・グレーの無地としワンポイントは認める。ワンポイントは左右にあっても可。
- 不必要に折り曲げたりたるませたりしない。

### ⑦ インナー

- 白・黒・紺・グレーの無地とする。ワンポイント（メーカー名等小さなもの）は可。
- 襟付きやハイネック、色物、柄物は使用しない。

### ⑧ その他

- ワイシャツや開襟シャツ、インナーは、ベルトが見えるようにズボンの中にしっかり入れる。
- 通学用の靴は学校指定のものとする。
- 香水やその他類するものは使用しない。
- 土日、休日、放課後等に登校する場合、あるいは公的行事へ参加する場合は制服を着用する。

### ⑨ 容儀面

- 化粧はしない。アイプチ等もしない。
- 爪を必要以上に伸ばさない。また、マニキュア等を塗らない。
- 眉を剃ったり、抜いたり、カットしたりしない。
- 薬用リップは無色透明なものとし、色付きは使用しない。
- アクセサリー等を持ち込んだり、身に付けたりしない。

## 5 その他の規定

### ① 日焼け止め

使用してもよい。ただし、登校前の自宅での使用とする。また、体育大会期間など許可があった場合のみ学校での使用も可とする。その際、更衣場所での使用とする。部活動時については、各顧問の判断で使用可とする。

### ② 制汗剤

シートタイプ、塗るタイプの制汗剤のみ使用してよい。ただし、使用できるのは体育の授業前後、部活動の前後の時間とする。無香料とし、使用したシートは放置したりゴミ箱に捨てたりせずに各自で確実に持ち帰る。

### ③ 鏡、くしの使用

トイレの鏡の前で使用し、教室、廊下では使用しない。くしを胸に挿すのは危険なのでやめること。

### ④ タオルの使用

授業中や集会時には出さない。また、手に持つときは折り畳んで持つようにし、首にかけるなどしない。

### ⑤ スリッパ・靴への記名

記名のみとし、それ以外のことを書かない。

### ⑥ 通学用カバン

学校指定のものとする。カバンに付けるキーホルダーなどは1つまでとする。

## 6 服装容儀附則

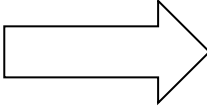
- ① 制服の更衣期間について  
合服、夏服、冬服の更衣については、気候に合わせて各自の判断で行う。
- ② 夏季（エアコン使用期間）の服装規定について  
教室内が寒い場合は、ジャージを着用してもよい。
- ③ 冬季（10月中旬より気候に応じて判断する）の服装規定について  
登校時から下校時までジャージを着用してもよい。
- ④ 厳冬期（11月中旬から3月上旬）の服装規定について
  - セーター、トレーナーを学ランの中に着用してもよい。ただし、白・黒・紺・グレーを基調とした色とする。着用する際は、袖口や裾からはみ出さないように着こなす。
  - カーディガンをセラー服の上に着用してもよい。ただし、黒・紺色とする。また、スカートの下にタイツを着用してもよい。ただし、黒色とする。
  - 登下校で手袋、ネックウォーマーを着用してもよい。マフラーは認めない。また、手袋とネックウォーマーは校内では使用しない。

※ 上記の厳冬期の服装については、使用期間を指定する。
- ⑤ 雨天時の登校について  
雨天時は制服が濡れないように、ジャージやハーフパンツで登校してもよい。ただし、登校後すぐ制服に着替え、始業時には制服着用を済ませておく。
- ⑥ 式典における服装について  
式典では原則ジャージを着用しない。また、入学式、卒業式は全員冬服での参加とする。
- ⑦ その他  
服装容儀の規定で判断に困る場合は、各学年の生徒指導部の先生に相談すること。

## 7 自転車通学

自転車に乗って通学する際は、交通規則を遵守し、正しくかつ安全に十分留意すること。

- ① 自転車通学の許可の条件
  - 学校から自宅までの距離が2km以上あること。（ただし、校区外の生徒は除く）
  - 病気・けが・家庭の事情等、特別な事情があり、校長が認めた場合。
  - 任意保険に加入していること。
- ② 自転車乗車規則
  - 自転車通学生は、必ずヘルメットをかぶること。ヘルメットについては、「SGマーク」付きのものとする。
  - 自転車は、前にかご付き、後ろに荷台付きのものを使用すること。
  - 自転車通学生、部活動自転車使用生徒は、自転車に必ず高城中のステッカーをつけること。
  - 登下校時は必ず指定された通学路を通行する。
  - 校内では自転車に乗らない。中央門と西門（体育館の駐車場の入口）で自転車を乗り降りし、正門ではしない。
- ③ 自転車通学停止規定
  - 2人乗り
  - ヘルメットなし（あごひもなし、あごひもゆるめ）
  - 無灯火
  - 傘差し運転（片手運転）
  - 並進走行の禁止
  - ハンドル角度の改造や不要な装飾
  - 校内への自転車乗り入れ
  - その他、交通ルール違反
- ④ 自転車置き場の管理・運営
  - いつも整理・整頓をしておく。登校した順に整然と詰めて並べる。
  - 他人の自転車、ヘルメットには、絶対に触れない。
  - パンクなどの異常があった場合には、必ず学級担任に申し出ること。
  - 必ず施錠をする（二重ロックの推進）。
- ⑤ その他
  - 部活動の練習試合等で自転車利用をする場合も必ずヘルメットを着用する。違反があった場合、その後許可しない。
  - 部活動の活動場所の関係で、顧問より特別申請があった場合は許可する。ただし、ヘルメットは必ず着用する。違反があった場合、その後許可しない。



初回	3日間停止
2回目	1週間停止
3回目	1ヶ月停止
4回目	自転車通学取消し